

# 名古屋市公報

令和 5年 8月30日

第217号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
発行所 名古屋市役所  
電話 [052] 972-2246  
編集兼  
発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目

次

ページ

告

示

- 名古屋都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧  
(住都・都市計画課) (第425号) 3
- 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧 (住都・街路計画課) (第426号) 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第427号) 7
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退 (健福・保護課) (第428号) 9
- 市税に係る徴収金の収納事務の委託 (財政・収納対策課) (第429号) 11
- 市税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示の一部改正 (財政・収納対策課) (第430号) 12
- 指定障害福祉サービス事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第431号) 13
- 指定一般相談支援事業者等の指定について (健福・障害者支援課) (第432号) 18
- 指定障害福祉サービス事業の廃止について (健福・障害者支援課) (第433号) 19
- 指定特定相談支援事業等の廃止について (健福・障害者支援課) (第434号) 21
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第435号) 22
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第436号) 25
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第437号) 27
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第438号) 30
- 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第439号) 32
- 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第440号) 33

|                                                                          |            |         |    |
|--------------------------------------------------------------------------|------------|---------|----|
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定   | (健福・保護課)   | (第441号) | 34 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止 | (健福・保護課)   | (第442号) | 37 |
| ○ 生活保護法による施術機関の指定                                                        | (健福・保護課)   | (第443号) | 39 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了                                                          | (住都・開発指導課) | (第444号) | 40 |

### 教 育 委 員 会 告 示

|                   |        |    |
|-------------------|--------|----|
| ○ 教育委員会定例会の開催について | (第21号) | 41 |
|-------------------|--------|----|

### 上 下 水 道 局 管 理 規 程

|                       |        |    |
|-----------------------|--------|----|
| ○ 名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正 | (第20号) | 42 |
|-----------------------|--------|----|

名古屋市告示第 425号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 5年 8月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 5年 8月21日から同年 9月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第 426号

### 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 5年 8月21日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

| 名称                         | 起点               | 終点               | 主な経過地            |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 8・6・24号<br>広井町線<br>地下道 1号線 | 名古屋市中村区<br>名駅一丁目 | 名古屋市中村区<br>名駅一丁目 | 名古屋市中村区<br>名駅一丁目 |

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和 5年 8月21日から 9月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から正午まで、午後 1時から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 427号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同  
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに  
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成  
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の  
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護  
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 8月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

| 介 護 機 関 名        | 所 在 地              | 廃止年月<br>日      |
|------------------|--------------------|----------------|
| あっとわーく介護サービ<br>ス | 名古屋市瑞穂区洲山町 2丁目32番地 | 令和 5年<br>5月25日 |

2 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地             | 廃止年月<br>日      |
|-----------|-------------------|----------------|
| ぽぽライフ     | 名古屋市緑区六田一丁目 192番地 | 令和 5年<br>4月30日 |

3 地域密着型特定施設入居者共同生活介護

| 介 護 機 関 名                 | 所 在 地                      | 廃止年月<br>日      |
|---------------------------|----------------------------|----------------|
| 介護付有料老人ホームフ<br>レンズハウス下之一色 | 名古屋市中川区下之一色町字北起49<br>番地の 1 | 令和 5年<br>7月 1日 |

#### 4 居宅介護支援事業

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地                     | 廃止年月<br>日      |
|-----------|---------------------------|----------------|
| 虹の橋ケアセンター | 名古屋市瑞穂区田辺通 5丁目 1番地<br>の 2 | 令和 5年<br>5月21日 |

#### 5 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

| 介 護 機 関 名 | 所 在 地             | 廃止年月<br>日      |
|-----------|-------------------|----------------|
| ぽぽライフ     | 名古屋市緑区六田一丁目 192番地 | 令和 5年<br>4月30日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課



名古屋市告示第 428号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同  
法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住  
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年  
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第  
5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、  
次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年 8月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

| 介 護 機 関 名                | 所 在 地                  | 辞退年月<br>日      |
|--------------------------|------------------------|----------------|
| MY DENTAL C<br>L I N I C | 名古屋市名東区本郷二丁目66番地の<br>3 | 令和 5年<br>7月18日 |

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

| 介 護 機 関 名                | 所 在 地                  | 辞退年月<br>日      |
|--------------------------|------------------------|----------------|
| MY DENTAL C<br>L I N I C | 名古屋市名東区本郷二丁目66番地の<br>3 | 令和 5年<br>7月18日 |

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

| 介 護 機 関 名                | 所 在 地                  | 辞退年月<br>日      |
|--------------------------|------------------------|----------------|
| MY DENTAL C<br>L I N I C | 名古屋市名東区本郷二丁目66番地の<br>3 | 令和 5年<br>7月18日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 429 号

市税に係る徴収金の収納事務の委託

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第4条の規定に基づき、市税に係る徴収金の収納事務を次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年8月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

名 称 株式会社電算システム

代表者 代表取締役 高橋 譲太

2 市税に係る徴収金の収納事務の委託を開始する日

令和5年4月4日

名古屋市財政局税務部収納対策課

名古屋市告示第 430 号

市税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示の一部改正

平成30年名古屋市告示第 550 号の一部を次のように改正します。

令和 5 年 8 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 2 項中「平成30年10月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで」を「平成30年10月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」に改める。

名古屋市財政局税務部収納対策課

名古屋市告示第 431号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 8月23日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地                 | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                             | サービス等の<br>種類   | 事業所番号      | 指定年月<br>日      |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------|------------|----------------|
| 合同会社Onサービス<br>名古屋市中村区宿<br>跡町 3丁目 8番地<br>の 3     | ケアサポートやま<br>ざき<br>名古屋市中村区宿<br>跡町 3丁目 8番地<br>の 3 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2310101833 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 有限会社ブルース<br>カイ<br>愛知県愛西市須依<br>町佐原 991番地12       | 介護事業所和真<br>名古屋市中村区日<br>比津町 2丁目 8番<br>8号ー 1      | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2310101841 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社P h a s<br>e O n e<br>名古屋市中村区大野<br>木三丁目93番地 | 訪問介護てとりす<br>名古屋市中村区太<br>閤通 8丁目30番地              | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2310101858 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社L i a i<br>s o n                            | O n e n e s s L<br>名古屋市中村区羽                     | 就労継続支援<br>B型   | 2310101866 | 令和 5年<br>8月 1日 |

|                                                  |                                           |              |            |                |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------|------------|----------------|
| 名古屋市中区上前<br>津二丁目11番17号                           | 衣町32番地                                    |              |            |                |
| 株式会社スタジオ<br>セゾン<br>名古屋市中川区助<br>光二丁目 511番地<br>の 1 | 短期入所セゾンさ<br>くら<br>名古屋市中村区寿<br>町37番地の 3    | 短期入所         | 2310101874 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社クレモナ<br>名古屋市中種区今<br>池三丁目11番16号               | ほほえみの街ショ<br>ートステイチャオ<br>名古屋市西区西原<br>町 2番地 | 短期入所         | 2310201716 | 令和 5年<br>8月 1日 |
|                                                  | ほほえみの街グル<br>ープホームチャオ<br>名古屋市西区西原<br>町 2番地 | 共同生活援助       | 2320200229 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社リハス<br>石川県金沢市広岡<br>三丁目 3番77号                 | リハスワーク名古<br>屋熱田<br>名古屋市熱田区千<br>年一丁目16番30号 | 就労継続支援<br>B型 | 2311100859 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社ツバサ<br>名古屋市港区知多<br>二丁目 301番地                 | ツバサ<br>名古屋市港区知多<br>二丁目 301番地              | 行動援護         | 2311200840 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社AWAN<br>A<br>神奈川県厚木市旭<br>町一丁目15ー 8           | ラウレア<br>名古屋市港区港栄<br>四丁目 3番13号             | 就労継続支援<br>B型 | 2311201277 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社n e x t<br>ケア<br>名古屋市中白区原<br>三丁目2201番地       | k i n dハウス港<br>栄<br>名古屋市港区港栄<br>四丁目17番25号 | 短期入所         | 2311201285 | 令和 5年<br>8月 1日 |

|                                    |                                                |          |            |                |
|------------------------------------|------------------------------------------------|----------|------------|----------------|
| 特定非営利活動法人キッズプラス<br>名古屋市港区辰巳町13番 1号 | ショートステイ Kids Plus に<br>じ<br>名古屋市港区辰巳町13番 1号    | 短期入所     | 2311201293 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| ニコッテ株式会社<br>名古屋市中川区中島新町一丁目 611番地   | ニコッテ<br>名古屋市中川区中島新町一丁目 611番地                   | 重度訪問介護   | 2311302190 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社CNS<br>名古屋市中川区高畑四丁目99番地        | 就労継続支援B型事業所コネット<br>名古屋市中川区高畑四丁目99番地            | 就労継続支援B型 | 2311302208 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 合同会社ユーリード<br>北海道札幌市中央区南一条西五丁目16    | 就労継続支援A型合同会社ユーリード名古屋伏見事業所<br>名古屋市中区錦一丁目16番14号  | 就労継続支援A型 | 2316101621 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社ジョイナス<br>京都府京都市北区大宮北椿原町45番地    | ディーキャリア ITエキスパート久屋大通オフィス<br>名古屋市中区丸の内三丁目 4番12号 | 就労移行支援   | 2316101639 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社ルーク<br>名古屋市瑞穂区船原町 6丁目 2番地      | 就労継続支援B型事業所サンライク大曽根<br>名古屋市東区矢田四丁目26番37号       | 就労継続支援B型 | 2317200786 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社ハセガワ                           | ハーテック                                          | 就労継続支援   | 2317602171 | 令和 5年          |

|                                                    |                                                      |        |            |                |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------|------------|----------------|
| 製作所<br>名古屋市中村区稲<br>西町48番地                          | 名古屋市守山区新<br>守山1109番地                                 | B型     |            | 8月 1日          |
| 合同会社ロピタル<br>・リセ<br>名古屋市名東区よ<br>もぎ台三丁目 211<br>番地の 1 | 就労定着支援リセ<br>名古屋市名東区よ<br>もぎ台三丁目 211<br>番地の 1          | 就労定着支援 | 2318001431 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社ひまわり<br>名古屋市中村区日<br>比津町 3丁目 1番<br>22号          | ひまわりの家 3<br>名古屋市名東区社<br>が丘二丁目1407番<br>地の 2           | 短期入所   | 2318001894 | 令和 5年<br>8月 1日 |
|                                                    |                                                      | 共同生活援助 | 2328000241 |                |
| 株式会社リアン<br>名古屋市中川区江<br>松一丁目 301番地                  | かすみそう<br>名古屋市中村区八<br>社二丁目 164番地<br>の22               | 共同生活援助 | 2320100346 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社ACE<br>名古屋市名東区一<br>社二丁目17番地                    | なごやかほ〜む<br>名古屋市中川区富<br>田町大字千音寺字<br>西尼ヶ塚 150番地<br>の13 | 共同生活援助 | 2321300481 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 株式会社イグナー<br>ツ<br>名古屋市中村区豊二<br>丁目13番27号             | c a n v a s 北<br>名古屋市中村区真畔<br>町 5番地                  | 共同生活援助 | 2327300345 | 令和 5年<br>8月 1日 |
| 合同会社ひまわり<br>企画<br>名古屋市中村区上<br>ノ宮町 2丁目11番<br>地      | グループホームら<br>ふおんて 2<br>名古屋市名東区一<br>社三丁目36番地の<br>1     | 共同生活援助 | 2328000258 | 令和 5年<br>8月 1日 |



名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 432号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 8月23日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地             | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                        | サービス等の<br>種類     | 事業所番号      | 指定年月<br>日      |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------|------------|----------------|
| I C C ・ I 株式会<br>社<br>名古屋市熱田区三<br>本松町16番 6号 | 相談支援事業所て<br>いらみす<br>名古屋市熱田区三<br>本松町16番 6号  | 一般相談支援<br>特定相談支援 | 2331100194 | 令和 5年<br>8月 1日 |
|                                             |                                            | 障害児相談支<br>援      | 2371100187 |                |
| 一般社団法人福祉<br>のチカラ<br>名古屋市中川区万<br>場五丁目1503番地  | 相談支援事業所フ<br>ァースト<br>名古屋市千種区千<br>種一丁目23番 3号 | 一般相談支援<br>特定相談支援 | 2337100180 | 令和 5年<br>8月 1日 |
|                                             |                                            | 障害児相談支<br>援      | 2377100173 |                |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 433号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 8月23日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地                                  | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                             | サービス等の<br>種類           | 事業所番号      | 廃止年月<br>日      |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------|------------|----------------|
| 特定非営利活動法<br>人たすけあい名古屋<br>名古屋市緑区鳴子<br>町 1丁目 6番地                   | ヘルパーステーシ<br>ョンかるむ<br>名古屋市緑区鳴子<br>町 1丁目 6番地      | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護 | 2318500994 | 令和 5年<br>7月 6日 |
| 株式会社 Z E R O<br>I M P R E S S<br>I O N<br>名古屋市千種区今<br>池五丁目 3番 2号 | 訪問介護 T S U B<br>A K I<br>名古屋市千種区今<br>池五丁目 3番 2号 | 同行援護                   | 2317100283 | 令和 5年<br>7月 9日 |
| 株式会社煌生<br>名古屋市西区あし<br>原町 216番地                                   | 就労継続支援 A 型<br>事業所ひかり<br>名古屋市西区あし<br>原町 216番地    | 就労継続支援<br>A 型          | 2310200940 | 令和 5年<br>7月10日 |
| 合同会社ドリーム                                                         | M i l k y W a y                                 | 就労継続支援                 | 2317101455 | 令和 5年          |

|                                                 |                                          |                |            |                |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------|------------|----------------|
| 名古屋市千種区池<br>下一丁目 6番 6号                          | 名古屋市千種区池<br>下一丁目 6番 6号                   | A型             |            | 7月12日          |
| 一般社団法人H A<br>P P I L Y<br>名古屋市熱田区尾<br>頭町 2番 2号  | はぴり<br>名古屋市中区富士<br>見町13番19号              | 就労移行支援         | 2316100946 | 令和 5年<br>7月31日 |
| 株式会社リョウパ<br>ートナーズ<br>名古屋市千種区京<br>命一丁目12番29号     | 訪問介護パレット<br>名古屋市千種区京<br>命一丁目12番29号       | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2317101273 | 令和 5年<br>7月31日 |
| 有限会社トマト<br>名古屋市守山区町<br>南 1番 5号                  | ミニ・トマト訪問<br>介護事業所<br>名古屋市守山区町<br>南 1番 5号 | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2317600209 | 令和 5年<br>7月31日 |
| 社会福祉法人ゆた<br>か福祉会<br>名古屋市南区泉楽<br>通 4丁目 5番地の<br>3 | みのり共同作業所<br>名古屋市南区元塩<br>町 3丁目 1番地の<br>3  | 短期入所           | 2318100050 | 令和 5年<br>7月31日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 434号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 8月23日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地         | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地    | サービス等の<br>種類 | 事業所番号      | 廃止年月<br>日      |
|-----------------------------------------|------------------------|--------------|------------|----------------|
| 株式会社あとらい<br>ず<br>名古屋市中村区草<br>薙町 1丁目10番地 | ケアライフ中村                | 特定相談支援       | 2330100120 | 令和 5年<br>7月31日 |
|                                         | 名古屋市中村区草<br>薙町 1丁目10番地 | 障害児相談支<br>援  | 2370100113 |                |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 435号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留  
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者  
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に  
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関  
として、次の機関を指定しました。

令和 5年 8月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

| 医 療 機 関 名                     | 所 在 地              | 指 定 年 月 日   |
|-------------------------------|--------------------|-------------|
| L e o 葵クリニック                  | 名古屋市東区葵一丁目25番 7号   | 令和 5年 7月 3日 |
| ウェルネスビュー<br>ティクリニック名<br>古屋駅前院 | 名古屋市中村区名駅三丁目12番11号 | 令和 5年 6月 1日 |
| 先進会眼科名古屋                      | 名古屋市中区錦三丁目16番27号   | 令和 5年 6月 1日 |
| ウェルネスビュー<br>ティクリニック名<br>古屋院   | 名古屋市中区栄三丁目15番37号   | 令和 5年 6月 1日 |

|                                              |                            |             |
|----------------------------------------------|----------------------------|-------------|
| 名古屋むらもと内<br>視鏡クリニック栄<br>院消化器内科・胃<br>腸内科・肛門内科 | 名古屋市中区新栄二丁目 2番 1号          | 令和 5年 4月 1日 |
| まきファミリーク<br>リニック                             | 名古屋市瑞穂区瑞穂通 3丁目14番地<br>の 1  | 令和 5年 7月 1日 |
| サンクリニック                                      | 名古屋市港区大西一丁目81番地            | 令和 5年 7月 1日 |
| たかしま内科クリ<br>ニック                              | 名古屋市名東区高針台二丁目1403番<br>地の 1 | 令和 5年 7月 1日 |
| 名東整形外科から<br>だヶアクリニック                         | 名古屋市名東区猪高台一丁目1023番<br>地    | 令和 5年 7月 1日 |
| めいとうペインク<br>リニック                             | 名古屋市名東区望が丘 304番地の 2        | 令和 5年 6月 1日 |

## 2 薬局

| 医 療 機 関 名                  | 所 在 地                   | 指 定 年 月 日   |
|----------------------------|-------------------------|-------------|
| ウエルシア薬局名<br>古屋丸の内 2丁目<br>店 | 名古屋市中区丸の内二丁目16番 8号      | 令和 5年 7月 1日 |
| MNさくら薬局                    | 名古屋市南区中割町 1丁目30番地の<br>2 | 令和 5年 6月 1日 |
| あさい薬局浦里店                   | 名古屋市緑区浦里三丁目 161番地       | 令和 5年 6月 1日 |

## 3 訪問看護

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|-------|-----------|
|           |       |           |

|                           |                        |             |
|---------------------------|------------------------|-------------|
| 訪問看護ステーションなないろ            | 名古屋市東区泉一丁目15番14号       | 令和 5年 4月 1日 |
| LE在宅・施設訪問看護リハビリステーション千種本店 | 名古屋市東区葵三丁目23番 7号       | 令和 5年 6月 1日 |
| 訪問看護ステーションたけのこ            | 名古屋市西区大野木一丁目 264番地     | 令和 5年 4月 1日 |
| 訪問看護・リハビリステーション「リハス」名古屋瑞穂 | 名古屋市瑞穂区彌富町字月見ヶ岡25番地の 7 | 令和 5年 6月 1日 |
| 訪問看護のぞみ元八事                | 名古屋市瑞穂区茨木町90番地         | 令和 5年 6月 1日 |
| 訪問看護ステーションまゆみ             | 名古屋市中川区応仁町 2丁目47番地の 1  | 令和 5年 6月 1日 |
| 訪問看護リベル有松                 | 名古屋市緑区鎌倉台二丁目 827番地     | 令和 5年 7月 1日 |
| まつもとクリニック訪問看護センター         | 名古屋市緑区桶狭間神明1701番地      | 令和 5年 5月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課



名古屋市告示第 436号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 8月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

|           |             |                     |
|-----------|-------------|---------------------|
| 医 療 機 関 名 | 大高はなえみクリニック |                     |
| 所 在 地     | 旧           | 名古屋市緑区大高台三丁目 508番地  |
|           | 新           | 名古屋市緑区鳴海町字前之輪 101番地 |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 6月 1日 |                     |

2 薬局

|           |                |         |
|-----------|----------------|---------|
| 医 療 機 関 名 | 旧              | ひなげし薬局  |
|           | 新              | あいち薬局高杉 |
| 所 在 地     | 名古屋市中川区高杉町34番地 |         |
| 変 更 年 月 日 | 令和 5年 7月 1日    |         |

|           |   |        |
|-----------|---|--------|
| 医 療 機 関 名 | 旧 | なのはな薬局 |
|-----------|---|--------|

|           |   |                  |
|-----------|---|------------------|
|           | 新 | あいち薬局横井          |
| 所 在 地     |   | 名古屋市中川区横井二丁目 1番地 |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 5年 7月 1日      |

### 3 訪問看護

|           |   |                              |
|-----------|---|------------------------------|
| 医 療 機 関 名 | 旧 | キョーワ訪問看護リハビリステーション寄り添い屋東店    |
|           | 新 | キョーワこども訪問看護リハビリステーション寄り添い屋東店 |
| 所 在 地     |   | 名古屋市東区泉二丁目26番 1号             |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 3年 4月 6日                  |

|           |   |                       |
|-----------|---|-----------------------|
| 医 療 機 関 名 |   | みんなのかかりつけ訪問看護ステーション緑  |
| 所 在 地     | 旧 | 名古屋市緑区鳴海町字山下 108番地の 1 |
|           | 新 | 名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番地     |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 5年 4月 1日           |

|           |   |                    |
|-----------|---|--------------------|
| 医 療 機 関 名 |   | 訪問看護ステーションMG K24   |
| 所 在 地     | 旧 | 名古屋市緑区左京山 451番地の 2 |
|           | 新 | 名古屋市緑区鎌倉台一丁目 211番地 |
| 変 更 年 月 日 |   | 令和 5年 6月 1日        |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 437号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国  
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配  
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その  
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機  
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 8月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

| 医 療 機 関 名          | 所 在 地                      | 廃 止 年 月 日   |
|--------------------|----------------------------|-------------|
| クリニックヘルス<br>ケアテルミナ | 名古屋市中村区元中村町 1丁目 5番<br>地の 3 | 令和 5年 7月 1日 |
| 坂野クリニック            | 名古屋市熱田区大宝四丁目 8番31号         | 令和 5年 8月11日 |
| 六番町耳鼻咽喉科           | 名古屋市熱田区八番二丁目 9番22号         | 令和 5年 7月 1日 |
| アイ・レディスク<br>リニック   | 名古屋市南区加福本通 3丁目64番地         | 令和 5年 7月 5日 |
| 阿部医院               | 名古屋市緑区篠の風一丁目1301番地         | 令和 5年 6月 3日 |

|                  |                     |             |
|------------------|---------------------|-------------|
| 相生山ほのぼのメモリークリニック | 名古屋市緑区相川二丁目 105番地   | 令和 5年 6月 1日 |
| 望が丘クリニック         | 名古屋市名東区望が丘 304番地の 2 | 令和 5年 6月 1日 |

## 2 歯科

| 医 療 機 関 名  | 所 在 地               | 廃 止 年 月 日   |
|------------|---------------------|-------------|
| 大曽根歯科アッシュ  | 名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52   | 令和 5年 5月 1日 |
| 小川歯科医院     | 名古屋市北区如意一丁目 123番地   | 令和 5年 4月 1日 |
| 藤デンタルクリニック | 名古屋市北区大我麻町 167番地の 1 | 令和 5年 4月11日 |
| 猪子石歯科医院    | 名古屋市名東区山の手一丁目 816番地 | 令和 5年 7月 1日 |

## 3 薬局

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地               | 廃 止 年 月 日   |
|-----------|---------------------|-------------|
| アイセイ薬局浄心店 | 名古屋市西区上名古屋二丁目 3番 1号 | 令和 5年 5月 1日 |
| スギ薬局伏見西店  | 名古屋市中区栄一丁目 5番地21号   | 令和 5年 3月 1日 |
| スギ薬局八熊店   | 名古屋市中川区柳川町 2番17号    | 令和 5年 3月 1日 |
| あさい薬局浦里店  | 名古屋市緑区浦里三丁目 161番地   | 令和 5年 6月 1日 |

#### 4 訪問看護

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地              | 廃 止 年 月 日   |
|-----------|--------------------|-------------|
| ナースコール池下  | 名古屋市千種区池下一丁目11番21号 | 令和 5年 7月20日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 438号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中  
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定  
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ  
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医  
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年 8月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

| 医 療 機 関 名            | 所 在 地            | 辞 退 年 月 日   |
|----------------------|------------------|-------------|
| 医療法人穂積新生<br>会日生歯科診療所 | 名古屋市中区栄三丁目 4番21号 | 令和 5年 3月31日 |

2 歯科

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地                   | 辞 退 年 月 日   |
|-----------|-------------------------|-------------|
| 神の倉歯科     | 名古屋市緑区藤塚一丁目 608番地の<br>1 | 令和 5年 5月31日 |
| 滝歯科医院     | 名古屋市名東区猪高台二丁目 316番<br>地 | 令和 5年 7月10日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 439号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 8月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

| 医 療 機 関 名 | 所 在 地             | 指 定 年 月 日   |
|-----------|-------------------|-------------|
| 大曾根歯科アッシュ | 名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52 | 令和 5年 5月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課



名古屋市告示第 440号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 8月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

| 医 療 機 関 名  | 所 在 地                 | 廃 止 年 月 日   |
|------------|-----------------------|-------------|
| 横井医院       | 名古屋市瑞穂区北原町 3丁目 8番地    | 令和 5年 7月 1日 |
| まきこどもクリニック | 名古屋市瑞穂区瑞穂通 3丁目14番地の 1 | 令和 5年 5月 1日 |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 441号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中  
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定  
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ  
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を  
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 8月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

| 施 術 機 関 名             | 所 在 地                      | 指 定 年 月 日   |
|-----------------------|----------------------------|-------------|
| 施 術 者 名               |                            |             |
| KE i ROW清須<br>ステーション  | 愛知県清須市新清洲 3ー 7ー11          | 令和 5年 5月24日 |
| 中道 健司                 |                            |             |
| あじさい訪問治療<br>院         | 名古屋市中川区小本本町 1丁目90番<br>地    | 令和 5年 6月 1日 |
| 家里 唯之                 |                            |             |
| KE i ROW緑区<br>南ステーション | 名古屋市長緑区鳴海町字細根 110番地<br>の 1 | 令和 5年 6月14日 |

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 山上 純佳 |  |  |
|-------|--|--|

## 2 はり・きゅう

| 施 術 機 関 名             | 所 在 地                     | 指 定 年 月 日   |
|-----------------------|---------------------------|-------------|
| 施 術 者 名               |                           |             |
| KE i ROW清須<br>ステーション  | 愛知県清須市新清洲 3- 7-11         | 令和 5年 5月24日 |
| 中道 健司                 |                           |             |
| あじさい訪問治療<br>院         | 名古屋市中川区小本本町 1丁目90番<br>地   | 令和 5年 6月 1日 |
| 家里 唯之                 |                           |             |
| KE i ROW緑区<br>南ステーション | 名古屋市緑区鳴海町字細根 110番地<br>の 1 | 令和 5年 6月14日 |
| 山上 純佳                 |                           |             |

## 3 柔道整復

| 施 術 機 関 名         | 所 在 地                   | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|-------------------------|-------------|
| 施 術 者 名           |                         |             |
| 入場のみなとさか<br>もと接骨院 | 名古屋市港区入場一丁目 424番地       | 令和 5年 6月 8日 |
| 坂本 秀一郎            |                         |             |
| 小島接骨院神の倉<br>院     | 名古屋市緑区東神の倉一丁目 224番<br>地 | 令和 5年 5月22日 |

|        |  |  |
|--------|--|--|
| 長谷川 達也 |  |  |
|--------|--|--|

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 442号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰  
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国  
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配  
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その  
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機  
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 8月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

| 施 術 機 関 名           | 所 在 地                     | 廃 止 年 月 日   |
|---------------------|---------------------------|-------------|
| 施 術 者 名             |                           |             |
| 株式会社ケアプラ<br>ス名古屋営業所 | 名古屋市中村区並木二丁目 318番地<br>の 2 | 令和 4年 2月28日 |
| 中道 健司               |                           |             |
| みそら治療院              | 名古屋市中区金山五丁目 1番 1号         | 平成30年11月30日 |
| 中道 健司               |                           |             |

2 はり・きゅう

|                 |                       |             |
|-----------------|-----------------------|-------------|
| 施 術 機 関 名       | 所 在 地                 | 廃 止 年 月 日   |
| 施 術 者 名         |                       |             |
| 株式会社ケアプラス名古屋営業所 | 名古屋市中村区並木二丁目 318番地の 2 | 令和 4年 2月28日 |
| 中道 健司           |                       |             |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 443号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 8月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

| 施 術 機 関 名 | 所 在 地             | 指 定 年 月 日   |
|-----------|-------------------|-------------|
| 施 術 者 名   |                   |             |
| 久保田接骨院    | 名古屋市西区新道一丁目26番 1号 | 令和 5年 6月 9日 |
| 久保田 竜祐    |                   |             |

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 444号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 8月25日

名古屋市長 河 村 た か し

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号    | 開発区域又は工区に<br>含まれる地域の名称    | 開発許可を受けた者の<br>住 所 及 び 氏 名                         |
|-----------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------|
| 令和 5年 3月14日<br>4指令住開指第 109号 | 名古屋市天白区土原一<br>丁目 225番外 1筆 | 兵庫県宝塚市逆瀬川一丁<br>目14番 6号<br>株式会社ウィル<br>代表取締役 坂根勝幸   |
| 令和 5年 3月31日<br>4指令住開指第 118号 | 名古屋市守山区幸心二<br>丁目1203番     | 名古屋市中区栄四丁目 5<br>番 3号<br>株式会社ウッドフレンズ<br>代表取締役 林 知秀 |

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課



## 名古屋市教育委員会告示第21号

### 教育委員会定例会の開催について

令和5年9月1日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和5年8月25日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

#### 1 議事

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について

令和5年度一般会計補正予算について

令和6年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について

#### 2 協議題

学校における働き方改革プラン（仮称）について

名古屋市立夜間中学設置基本計画（案）について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第20号

名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月25日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（その1）（第2条関係）

給水装置工事申込書（一般用）

年 月 日

（宛先）名古屋市上下水道局長

- 私（申込者）は、次の各号に掲げる事項を誓約した上で、給水装置工事を申し込みます。
- （1）本件工事及び本件給水装置に係る事項につき、利害関係人その他第三者から異議が発生した場合は、私（申込者）の責任で一切解決します。
- （2）納期限を経過しても工事費が納入されない場合には、本件申込みを取り消されても異議を申し立てません。

|             |       |                   |        |       |
|-------------|-------|-------------------|--------|-------|
| 装 置 種 別     |       | 専 ・ 共 ・ 消         | 受<br>付 | 年 月 日 |
| 水 栓 番 号     |       | 第 号               |        | 第 号   |
| 工 事 種 別     |       | 新設 ・ 改造 ・ 増設 ・ 撤去 | 摘 要    |       |
| 装 置 住 所     |       |                   |        |       |
| 申<br>込<br>者 | 住所・電話 | 電話（ ） —           |        |       |
|             | ふりがな  |                   |        |       |
|             | 氏 名   |                   |        |       |

私（申込者）は、次の者を、本件工事に関する代理人として選任します。

※代理人を選任しない場合には、記入しないでください。

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 代<br>理<br>人 | 住所・電話 | 電話（ ） — |
|             | ふりがな  |         |
|             | 氏 名   |         |

本件工事に係る費用の納入及び返還については、次の1から4のうち、○を付したとおりとします。

|   |                                                             |
|---|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 私（申込者）が本件工事に係る費用を全て処理します（代理人は処理しません。）。                      |
| 2 | 私（申込者）が基本工事費・直接工事費・メータ負担金に係る費用を処理して、代理人が設計審査手数料に係る費用を処理します。 |
| 3 | 私（申込者）が設計審査手数料に係る費用を処理して、代理人が基本工事費・直接工事費・メータ負担金に係る費用を処理します。 |
| 4 | 代理人が本件工事に係る費用を全て処理します（私（申込者）は処理しません。）。                      |

- （注） 1. 太線内を記入してください。
2. この申込による給水装置工事には、名古屋市水道給水条例の適用があります。

第1号様式（その2）（第2条関係）

給水装置工事申込書（支管分岐工事用）

年 月 日

（宛先）名古屋市上下水道局長

私（申込者）は、次の各号に掲げる事項を誓約した上で、給水装置工事（支管分岐工事）を申し込みます。

- （1）本件工事及び本件給水装置に係る事項につき、利害関係人その他第三者から異議が発生した場合は、私（申込者）の責任で一切解決します。
- （2）納期限を経過しても工事費が納入されない場合には、本件申込みを取り消されても異議を申し立てません。

|             |       |       |        |       |         |  |
|-------------|-------|-------|--------|-------|---------|--|
| 装 置 種 別     |       | 専 ・ 共 | 受<br>付 | 年 月 日 |         |  |
| 水 栓 番 号     |       | 第 号   |        | 第 号   |         |  |
| 装 置 住 所     |       | 摘 要   |        |       |         |  |
| 申<br>込<br>者 | 住所・電話 |       |        |       | 電話（ ） — |  |
|             | ふりがな  |       |        |       |         |  |
|             | 氏 名   |       |        |       |         |  |

☐私（申込者）は、本管所有者の承諾を得ましたので、支管分岐承諾書を提出します。

☐私（申込者）は、支管分岐工事をするにあたり、民法第213条の2第3項の規定により、通知しましたので、通知報告書を提出します。

私（申込者）は、次の者を、本件工事に関する代理人として選任します。

※ 代理人を選任しない場合には、記入しないでください。

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 代<br>理<br>人 | 住所・電話 | 電話（ ） — |
|             | ふりがな  |         |
|             | 氏 名   |         |

本件工事に係る費用の納入及び返還については、次の1から4のうち、○を付したとおりとします。

|   |                                                      |
|---|------------------------------------------------------|
| 1 | 私（申込者）が本件工事に係る費用を全て処理します（代理人は処理しません。）。               |
| 2 | 私（申込者）が基本工事費・直接工事費に係る費用を処理して、代理人が設計審査手数料に係る費用を処理します。 |
| 3 | 私（申込者）が設計審査手数料に係る費用を処理して、代理人が基本工事費・直接工事費に係る費用を処理します。 |
| 4 | 代理人が本件工事に係る費用を全て処理します（私（申込者）は処理しません。）。               |

（注）1. 太線内を記入してください。

2. 該当する□の中にレ印を記入してください。

3. この申込による給水装置工事には、名古屋市水道給水条例の適用があります。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市水道給水条例施行規程（以下「改正前規程」という。）の規定に基づいて提出されている申込書は、この規程による改正後の名古屋市水道給水条例施行規程（以下「改正後規程」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、改正前規程の規定により調製されている用紙でなお残量のあるものについては、改正後規程の規定にかかわらず、当分の間、改正後規程の様式の要件を満たすよう修正して使用することができる。